Article IV
Mise à exécution et durée du Protocole additionnel à la Constitution de l'Union postale universelle

1. Le présent Protocole additionnel sera mis à exécution le **1er juillet 2019** et demeurera en vigueur pendant un temps indéterminé.

En foi de quoi, les Plénipotentiaires des Gouvernements des Pays-membres ont dressé le présent Protocole additionnel, qui aura la même force et la même valeur que si ses dispositions étaient insérées dans le texte même de la Constitution, et ils l'ont signé en un exemplaire qui est déposé auprès du Directeur général du Bureau international. Une copie en sera remise à chaque Partie par le Bureau international de l'Union postale universelle.

Fait à Addis-Abeba, le 7 septembre 2018.

万国郵便連合憲章の第十一追加議定書をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年六月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

条約第五号

万国郵便連合憲章の第十一追加議定書

アビジャンにおいて大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第三十条２の規定に鑑み、批准、受諾又は承認を条件として、同憲章に対する次の改正を採択した。

第一条

憲章前文を次のように改める。

前文

郵便業務の効果的運営によつて諸国民間の通信連絡を増進し、かつ、文化、社会及び経済の分野における国際協力という崇高な目的の達成に貢献するため、

締約国政府の全権委員は、批准、受諾又は承認を条件として、この憲章を採択した。

万国郵便連合（以下「連合」という。）の任務は、次のことを行うことにより、全世界の住民間の通信を容易にするため、効率的で利用しやすい普遍的な郵便業務の質の永続的発展を促進することである。

相互に連結したネットワークから構成される単一の郵便境域における郵便物の自由な流れを保障すること。

公平で共通の標準の採用及び技術の使用を奨励すること。

利害関係者間の協力及び相互作用を確保すること。

効果的な技術協力を促進すること。

利用者の変化するニーズを確実に満たすこと。

第二条

憲章第一条を次のように改める。

第一条　連合の範囲及び目的

1　この憲章を採択する諸国は、郵便物の相互交換のため、万国郵便連合と称する政府間機関の枠組みの下で、単一の郵便境域を形成する。継越しの自由は、連合の文書及びこれらの追加議定書（以下「連合の文書」と総称する。）に定める条件に従い、連合の全境域において保障される。

2　連合は、郵便業務の組織化及び完成を確保し、かつ、この分野において国際協力の増進を助長することを目的とする。

3　連合は、加盟国が要請する郵便に関する技術援助にできる限り参加する。

第三条

憲章第一条の二を次のように改める。

第一条の二　定義

1　連合の文書の適用上、次の用語は、次に定義する意味を有する。

1.1　「郵便業務」とは、連合の文書により定められ、及び規律される範囲の全ての国際郵便業務をいい、郵便物の取集、処理、送達及び配達を確保することによつて加盟国の一定の社会的及び経済的目的を達成することを主たる業務とする。